

遠賀町農業委員会通信

第 16 号
令和 3 年 4 月 9 日発行
＜発行責任者＞
遠賀町農業委員会
会長 三原 高志

相続登記していますか？

皆さんは、相続によって得た農地の登記上の名義変更、また、農業委員会への届出は実施していますか？
人口が減り、土地利用のニーズ低下を背景に、所有者不明土地の増加が社会問題となっています。

一代前であれば、相続人もそれほど多くなく、手続きも容易にできるかと思えます。しかし、二代前、三代前となると、当初の相続人も亡くなってしまい、次の相続人へ権利が移り、関係者が増え、手続きができなくなるおそれがあります。そうして年数が経過するにつれ、このような農地が「所有者不明土地」となり、適切な管理依頼等を行う際にも所有者と連絡がつかず、適切な管理ができなくなります。

その一つの事例として、17年7月に発生した九州北部豪雨災害に伴う復旧工事をご紹介します。当時、朝倉市においては河川の決壊や土砂災害により多くの農地や農業用施設が被災しました。復旧工事には、地権者の同意が必要ですが、その調査にはかなりの時間と労力がかかるこ

とが見込まれたため、同市は福岡法務局に要請し、一年以上をかけ、約1千筆の土地を調査した結果、登記名義人が約800人に対して、1万人以上の相続人がいたことが分かったようです。また、その中には、一筆で約290人の相続人が存在する土地もあったとのこと。

このような中、国では相続登記の義務化の法改正が検討されているとのこと。義務化となれば、罰則等が発生することも考えられます。年数を重ねることで、相続登記は難しくなっていくしますので、まだ農地の相続登記が済んでない場合は、早めに法務局にて手続きをお願いいたします。

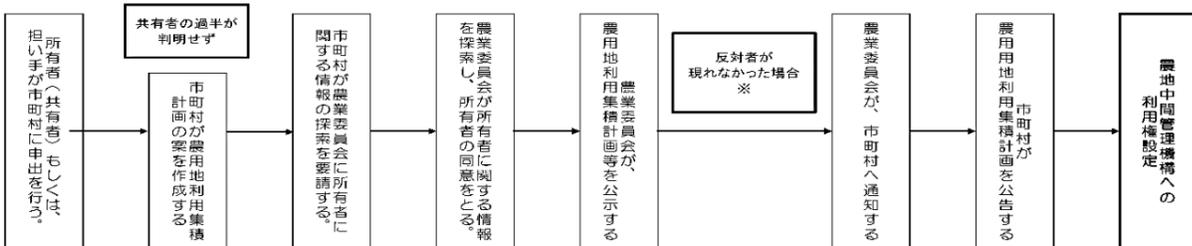
一方で、農地中間管理事業による利用権を結ぶ場合にも、地権者の同意を得なければなりません。相続未登記農地について、利用権の設定を希望する場合に権利設定ができる新制度の運用が始まっています。

本来、利用権を設定する場合は、地権者の過半の同意をとる必要がありますが、共有者がわからない場合は、地権者の一人が市町村に申出を行うことで、農業委員会が調査を行い、所有者を特定することができま

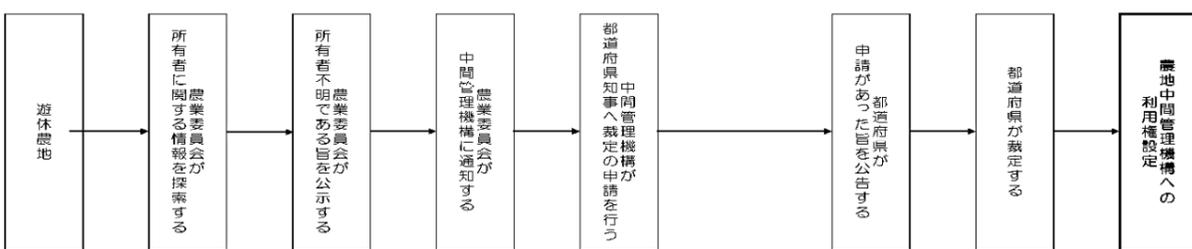
また、所有者が誰も分からない遊休農地や、共有者の誰かが貸し付けに反対している農地を中間管理機構に貸し付ける場合にも新制度が活用可能です。この場合は、農業委員会が調査を行います。その後、中間管理機構を通じて、都道府県知事が機構に利用権を設定することを裁定する事ができます。

新制度活用フロー図

○共有者の一人が管理（固定資産税の納税等）をしている場合



○所有者が誰も分からない場合や共有者の中に反対者がいる場合



ドライブスルー方式で販売しました。



地元農産物の詰め合わせ



農業祭代替イベント 農産物ドライブスルー 販売イベント開催！

昨年度は農業祭が新型コロナウイルス感染症拡大により中止となりましたが、落ち込む地域を応援し、農業から地域を盛り上げるために、2月20日、ポートレーズ芦屋にて地元農産物の詰め合わせセットのドライブスルー方式での販売を行いました。

当日は約350世帯の方に商品を販売しましたが、地元産の多くの野菜を目にして、驚きの声が多く寄せられました。

今年度の農業祭の開催はまだ、どうなるかわかりませんが、地域農業の振興のため、農業委員会としても支援していきたいと思っております。

新規就農者現る

令和2年に遠賀町で3名の新規就農者が誕生しました。今回はそのうちの一人をご紹介します。

3年前農業大学の農家研修で遠賀にやってきたのは片田栞太さん。農家研修で農業をする楽しさと、人との繋がりの大切さを学び、本格的に農業をする決意を固めたそうです。農業大学卒業後は、そのまま遠賀町に移り住み、木守の農家の元で2年の研修を行い、昨年4月に就農開始となりました。

弱冠23歳の彼ですが、その若さを武器に露地でブロッコリーを約3反、ハウスでトマトやオクラを約1反栽培しています。

そんな彼ですが、就農開始すぐにトラブルに見舞われてしまいました。トマトを定植した直後、大雨でハウスの一部が水没してしまったのです。その影響で定植していたトマトの苗はすべてダメになってしまいました。

そんなトラブルに見舞われた片田さんですが、持ち前のバイタリテイですぐに切り替え、現在はブロッコリーでその損失を取り戻すべく、走り回っています。その一方で、翌年に同じ失敗をしないようにきちんと対策も取っています。

ブロッコリーの出荷準備をする片田さん



まだまだ分からないことも多いため、先輩農家と一緒に仕事をしながら勉強の毎日。農協青年部の活動も行いながら、忙しい日々を過ごしています。

遠賀町の農業を担う農家になるため日々奮闘する片田さんに、温かい声援をお願いします。

今こそ 家族経営協定を!

家族経営協定とは、家族内の話し合い運動です。男女・各世代がともに対等な立場で話し合いを進め、農業経営や暮らしの現状確認を出発点とし、家族各人の立場や就業条件を明確化し、確かな経営計画や生活設計を図るものです。

詳しくは、農業委員会事務局まで。

農業者年金に 加入しませんか?

引退後の安心した生活のために、農家みなで助け合う農業者年金にあなたも加入しませんか?

農業者年金は、納めた保険料とその運用益を将来受給する年金の原資として積立ていき、この年金原資の額に応じて年金額



が決まる「積立方式・確定拠出型」の終身年金です。原則65歳から生涯受け取ることが出来ます。

保険料の額

加入者自らが月額2万円から6万7千円までの間で、千円単位で自由に選択でき、いつでも見直すことができます。

次の要件を全てクリアしていれば加入資格があります。

- 年間60日以上農業に従事
- 国民年金の第1号被保険者
- 年齢が20歳以上60歳未満

税制の優遇措置もあります。また、認定農業者の方は国庫補助を受けられる場合もございます。

詳しくは農業委員会事務局まで。

地域農業のこれからを 話し合いませんか?

実質化した人・農地プランを作りましょう。「実質化した人・農地プラン」とは、現在の地域の農業について、現状を把握し、地域での話し合いを通じて、作成される将来の方針です。

一昨年度より町内各地区で順次、話し合いを行い、この人・農地プランを作成してありますが、昨年度はコロナ禍の影響で多くの地区で話し合いができませんでした。

今年度中には、遠賀町の全ての地区で実質化した人・農地プランを決めることができると考えております。このコロナ禍においては、難しい部分もありますが、今後の地域の農業を考える大事なものですので、地区・役場・農業委員会で協力して開催方法を検討していきたいと思っております。

農業相談を毎月実施しています!

就農、離農、農地の貸し借りや農地転用の手続き、あっせんなど農業委員がご相談にお応えします。ご相談のある方は、農業委員会事務局までお気軽にご連絡ください。

《編集後記》

この一年は、コロナに始まり、コロナで終わった一年でした。そのような中でも農業をとめることはできませんので、感染に気を付けながら、活動をしていきたいと思えます。

〈高崎洋介委員〉 〈米田かおる委員〉